

山梨県公報

号外第二十六号

平成十八年

六月十六日

金 曜 日

目 次

選挙管理委員会

- 一 政治団体の名称等の届出……………
- 二 収支報告書の要旨の公表……………
- 三 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………
- 三 県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………
- 三 県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条、第十七条第一項、第十九条第二項及び第三項の規定による届出が次のとおりあった。

平成十八年六月十六日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区 分		名 称		代表者氏名		会計責任者氏名		主たる事務所の所在地		異動年月日		届出年月日	
新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧
		自由民主党牧丘支部		高原 信道		古屋 昭男		山梨市牧丘町西保下三四七〇		平成十八年		平成十八年	
		仲田ひろしを後援する博友会		雨宮 和彦		宮原 正文		山梨市牧丘町北原二四		平成十八年		平成十八年	
		自由民主党市川大門支部		保坂 哲也						平成十八年		平成十八年	
		自由民主党市川大門支部		天野 每彬						平成十八年		平成十八年	
										五月二十三日		六月十三日	

新	自由民主党小淵沢支部			平成十八年 五月二十三日	平成十八年 六月十三日
旧	自由民主党小淵沢町支部			平成十八年 五月二十三日	平成十八年 六月十三日
新	自由民主党田富支部			平成十八年 五月二十三日	平成十八年 六月十三日
旧	自由民主党田富町支部			平成十八年 五月二十三日	平成十八年 六月十三日
新	自由民主党三珠支部			平成十八年 五月二十三日	平成十八年 六月十三日
旧	自由民主党三珠町支部			平成十八年 五月二十三日	平成十八年 六月十三日

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
小林よしかず後援会	小林佳一	小林佳一	甲斐市万才一六九七	平成十八年 五月一日	平成十八年 五月十一日
はまよつとしを励ます山梨の会	水石陽允	大村幾久夫	甲府市北口二十五 三北ビル四F	平成十八年 六月八日	平成十八年 六月八日

政治資金規正法第十九条第二項の届出 資金管理団体指定届

氏 名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	指定年月日	届出年月日
佐藤茂樹	甲府市議会議員	佐藤茂樹後援会	甲府市飯田四一六二〇二	佐藤茂樹	平成十八年 五月五日	平成十八年 五月九日

政治資金規正法第十九条第三項第二号の届出 資金管理団体指定取消届

氏 名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	指定取消年月日	届出年月日
小林佳一	甲斐市議会議員	小林よしかず後援会	甲斐市万才一六九七	小林佳一	平成十八年 五月一日	平成十八年 五月十一日

山梨県選挙管理委員会告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第二十条の規定に基づき、同法第十二条第一項の規定による収支に関する報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成十八年六月十六日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

政治資金規正法第12条第1項

平成16年1月1日から平成16年12月31日まで

政治団体の収支報告書の要旨

政治団体の名称 小保藏之後援会

報告年月日 平成18年5月9日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	〇田
ア 前年繰越額	〇田
イ 本年収入額	〇田
(2) 支出総額	〇田
(3) 翌年への繰越額	〇田

山梨県選挙管理委員会告示第二十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成十八年六月十六日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫
一四、一六三

山梨県選挙管理委員会告示第二十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成十八年六月十六日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫
一八四、六八九

山梨県選挙管理委員会告示第二十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成十八年六月十六日

山梨県選挙管理委員会

選挙区名	委員長の数	石澤道夫
山梨県	三分の一の数	
東山梨郡	六、八九九	
東八代郡	一九、七〇八	
西八代郡	七、〇六〇	
南巨摩郡	一、三一六	
中巨摩郡	四五、六三七	
北巨摩郡	一七、三五五	
南都留郡	一二、一五九	
北都留郡	七、六三三	
甲府市	五、四三三	
富士吉田市	一四、二二三	
塩山市	七、〇四三	
都留市・西桂町	一〇、〇三一	
山梨市	八、五六一	
大月市	八、五〇七	
韮崎市	八、四九六	

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番